

放課後児童クラブの質の確保と放課後児童支援員の処遇改善を求める 意見書

放課後児童クラブは、就労等の理由により、日中、家庭に保護者のいない子どもが、放課後等に安全で安心して過ごすことができる「毎日の生活の場」である。

国においては、放課後児童クラブの質を確保する観点から「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、利用する児童は、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとされた。

職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。そのような中で、全国的に放課後児童クラブの支援員の不足が深刻化しており、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されている。

これを受け、国は当該従うべき基準を参酌化することについて閣議決定している。仮に、基準を緩和し、支援員が1人で多くの児童を受け持つこととなった場合には、放課後児童クラブの安全性や保育の質が低下するおそれがある。

子どもの生活や育つ環境が厳しくなっている中で、子どもが安全に安心して生活でき、保護者と連携を図りながら、子どもの成長・発達を支え励まし、子育てをする場として大切な、放課後児童クラブに対する期待に応えることが必要である。

よって、国においては、放課後児童クラブの職員配置基準等を堅持し、放課後児童支援員等の処遇の改善を図るため、下記の項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、原則40人の児童に対して2人の職員を配置するとした、「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保する取組を進めること。
2. 放課後児童支援員について、給与等の処遇の改善、資質向上につながる研修の機会の保障等の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

日 田 市 議 会